

おおいた動物愛護センターは、飼い主の安易な飼育放棄による犬猫を引き取る場所ではありません！！

やむをえない事情で飼えなくなったら、飼い主が責任をもって自ら新しい飼い主を探しましょう

飼い犬・飼い猫の引取りをお断りする場合があります

動物の愛護及び管理に関する法律第35条

- 犬猫販売業者から引取りを求められた場合
- 引取りを繰り返し求められた場合
- 繁殖制限のための指導に従わず子犬・子猫の引取りを求められた場合
- 犬猫の老齢・疾病を理由として引取りを求められた場合
- 飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 飼い主が譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

飼い犬・飼い猫の引取りを考えるその前に！

- ★本当に飼い続けることができないのかももう一度家族で話し合しましょう
- ★動物自身に問題がある場合は、専門家(獣医師、犬訓練士など)に相談しましょう
- ★ご自身で新しい飼い主さんを見つけましょう



その方法は 親族や知人に譲り受けてくれないか探す

飼い主募集のポスターを作製して掲示する

新聞に飼い主募集の広告を載せる

SNS(Facebook、Twitter など)で飼い主を募集する

※ それでも、どうしても飼い続けることができず、新しい飼い主が見つからないときは、**おおいた動物愛護センター**へ ご相談ください。

電話 097-588-1122 受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分



動物の遺棄は、法律で禁止されています 100万円以下の罰金